

佐倉市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成二十一年六月三日規則二十号）

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(居住環境の維持及び向上に配慮された基準)</p> <p>第五条 法第六条第一項第三号の地域における居住環境の維持及び向上に配慮された基準は、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に係る土地の区域が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設の区域内に存しないこととする。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に係る建築物が当該都市計画施設に係る土地の区域内に存しないこと。</p> <p>二 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に係る土地の区域から当該都市計画施設に係る土地の区域を除いた土地の区域に関し、建築基準法（昭和二十五年法律第百一十号）第五十二条第一項及び第二項並びに第五十三条第一項に規定する基準に適合していること。</p> | <p>(居住環境の維持及び向上に配慮された基準)</p> <p>第五条 法第六条第一項第三号の地域における居住環境の維持及び向上に配慮された基準は、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に係る土地の区域が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設の区域内に存しないこととする。</p> |
| <p>(建築確認申請書等の提出部数)</p> <p>第六条 法第六条第二項の規定により提出する建築基準法第六条第一項の規定による確認の申請書の提出部数は、正本一通及び副本一通（構造計算適合性判定を要する場合にあつては、正本一通及び副本二通）とする。</p> <p>2 前項の申請書には、省令第二条第一項に規定する申請書の副本二通を添付するものとする。</p> <p>(建築が完了した旨の報告)</p> | <p>(建築確認申請書等の提出部数)</p> <p>第六条 法第六条第二項の規定により提出する建築基準法（昭和二十五年法律第百一十号）第六条第一項の規定による確認の申請書の提出部数は、正本一通及び副本一通（構造計算適合性判定を要する場合にあつては、正本一通及び副本二通）とする。</p> <p>2 前項の申請書には、省令第二条第一項に規定する申請書の副本二通を添付するものとする。</p> <p>(建築が完了した旨の報告)</p> |
| <p>第九条 認定計画実施者は、長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針（平成二十一年国土交通省告示第百九号）三の二に基づき、市長より報告を求められたときは、完了報告書（別記様式第四号）に建築基準法第七条第五項の規定による検査済証の写し及び次の各号のいずれかの書類を添えて市長に報告するものとする。</p> <p>一 建築士による工事監理報告書（建築士法施行規則（昭和二十五年建築省令第三十八号）第十七条の十五に規定する工事監理報告書をいう。）の写し</p> <p>二 登録住宅性能評価機関による建設住宅性能評価書の写し</p> <p>三 主任技術者による計画に従って施工した旨の証明書（工事監理報告書に準じた内容が記載されたものに限る。）</p> | <p>第九条 認定計画実施者は、長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針（平成二十一年国土交通省告示第百九号）三の二に基づき、市長より報告を求められたときは、完了報告書（別記様式第四号）に建築士による工事監理報告書（建築士法施行規則（昭和二十五年建築省令第三十八号）第十七条の十五に規定する工事監理報告書をいう。）、登録住宅性能評価機関による建設住宅性能評価書又は主任技術者による計画に従って施工した旨の証明書（工事監理報告書に準じた内容が記載されたものに限る。）等を添えて市長に報告するものとする。</p> |